

一般社団法人日本透析医学会会員の懲罰に関する規則

令和6年12月6日理事会制定

(目的)

- 第1条 本規則は、一般社団法人日本透析医学会（以下「本学会」という。）の会員の懲罰に関し必要な事項を定め、手続きが公正かつ迅速に処理されるとともに、本学会の秩序を維持し、かつ本学会の社会的信用及び名誉を保持することを目的とする。
- 2 本規則の適用にあたっては、会員の学術活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮しなければならない。

(懲罰の種類等)

- 第2条 本学会が会員に課す懲罰処分は、懲罰の軽いものから順に、以下の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 訓戒
該当する会員に対し、口頭にて会員としての活動を戒めることをいう。
 - (2) 訓告
該当する会員に対し、文書にて会員としての活動の在り方を戒めることをいう。
 - (3) 譴責
該当する会員に始末書を提出させ、会員としての活動の在り方を戒めることをいう。
 - (4) 認定資格・会員資格の停止
該当する会員に対して認定資格又は会員資格を一定期間停止し、もって、その活動の在り方を戒めることをいう。
 - (5) 除名
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第30条の定めにより、該当する会員の
本学会における資格をはく奪することをいう。
- 2 前項第4号の認定資格の停止を受けた会員が、停止期間中に認定資格の更新をむかえた時に、認定資格の更新を希望する者は、停止期間が解除された翌日から起算して1年以内に認定資格の更新をすることができる。停止期間中は、認定資格を呼称することができない。
- 3 第1項第4号の会員資格停止中に退会した会員は、本学会へ再入会することはできない。

(処分の対象)

- 第3条 理事長は、次の各号に掲げる非違行為をなし、会員を、調査委員会に調査させた上で、理事会の議決に基づき、第2条に定める懲罰処分の対象とすることができる。

- (1) 会員としての社会モラルや品位にかける行為
 - (2) 反社会的な行為または刑罰法令に触れる行為
 - (3) その他、前各号に準ずる非違行為であると本学会が判断した行為
- 2 理事長は、前項に該当する疑いのある会員（以下「当該会員」という。）の存在が判明した時は、速やかに次条に定める調査委員会へ付議しなければならない。

（調査委員会の設置）

第4条 調査委員会は、理事長が招集する。

- 2 調査委員会は、男性及び女性の5名以上の委員をもって構成する。委員においては、外部有識者（弁護士等）を加えることができる。
- 3 調査委員は、正会員の中から、常任理事、総務委員会委員長及び倫理委員会委員長の協議により選任する。
- 4 調査委員会の議事及び審査は、公開しない。

（処分の決定）

第5条 調査委員会は、当該会員がなした行為について、必要に応じて関係機関へ照会を行い事実の有無を調査する。

- 2 調査委員会は、当該会員に対し、書面又は面談等の方法をもって本人の弁明及び主張の有無及びその内容を聴取する。
- 3 調査委員会は、第1項及び前項の結果について、文書をもって理事会へ遅滞なく報告する。
- 4 理事長は、前項の調査結果に基づき、除名（第2条第1項第5号）の場合を除き、理事会の議決に基づき、第2条第1項各号の中からその一つ又は二つを併せて懲罰処分を決め、本人に通知する。但し、認定資格・会員資格の停止（同条同項同第4号）については、処分決定の理事会の場において、議決前に当該会員に弁明する機会を与えたいうえで、理事会で決定する。
- 5 前項但し書きにより、弁明する機会を与えられた当該会員に対し、当該理事会の1週間前までにその旨を通知する。但し、当該会員が当該理事会に出頭できない場合は、陳述書（証拠などでは立証できないことを立証するために提出する書類をいう。以下同じ。）の提出をもってこれに代えることができる。なお、当該会員が弁明の期日に出頭せず、かつ、陳述書の提出もない場合は、改めて弁明の機会を与えることなく当該理事会において当該会員に対する懲罰処分を決定することができる。
- 6 理事長は、除名の処分を日本透析医学会定款第26条に定める総会（以下「総会」という。）に諮る場合は、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会の場において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。但し、当該会員が当該総会に出頭できない場合は、陳述書の提出をもってこれに代えることができる。

(規則の改正)

第6条 本規則の改正は、理事会の決議による。

附 則

本規則は、令和6年12月6日から施行する。